

議会議案第1号

大和堆で違法に操業する外国漁船の取締り強化を 求める意見書

能登半島沖の我が国の排他的経済水域に位置する大和堆は、スルメイカやエビなどの水産資源が豊富で、本県漁業者の多くが操業している好漁場である。

我が国固有のこの漁場で、昨年秋以降、多数の中国籍や北朝鮮籍と見られる漁船が無秩序な違法操業を繰り返しており、本年6月には数百隻規模にまで達した。大和堆の豊富な水産資源を根こそぎ捕獲する漁法により、資源の枯渇が強く懸念される状況となっている。

このような中でさらに、本県漁船が北朝鮮船のものと見られる刺網をスクリーンに巻き込む事故の発生や、本県漁船の操業に対する妨害行為に加え、本年7月には、北朝鮮籍と見られる船が水産庁の取締船に対し、小銃の銃口を向ける事件も発生し、漁船の航行、操業に重大な支障をきたすだけでなく、自国の排他的経済水域内で漁業者が身体の危険を感じるという異常事態となっている。

加えて、北朝鮮は我が国はじめ、国際社会からの度重なる自制要請を無視して、弾道ミサイルの発射を強行しており、先月から今月にかけて繰り返し日本の領土上空を通過する事案が発生している。漁業関係者の安全操業を脅かす許しがたい暴挙である。

よって国におかれては、早急に主権の尊重など我が国の排他的経済水域を守る体制を整備し、漁業者の安全を確保するため、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 大和堆へ巡視船、取締船及び航空機の重点配備を行い、漁船の安全操業の確保に万全を期すこと。
 - 2 毅然とした外交姿勢の下、実効性のある強力な取締りを実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第2号

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を
求める意見書

「人・もの」の移動の大部分を自動車に頼らざるを得ない本県にとって、道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会資本である。

北陸新幹線敦賀延伸や本格的な地方創生時代の到来などを見据え、陸・海・空の交流拠点との連携を強化するとともに、県内各地の時間距離をさらに短縮させる幹線道路網の整備を着実に進める必要がある。

さらに、高度経済成長期に整備された道路インフラが、今後、一斉に更新時期を迎えることとなり、メンテナンスサイクルに基づく維持管理を計画的に行うことが重要となっていることに加え、災害に強い道路整備、通学路の安全確保、生活道路の整備など、いまだ解決すべき課題が数多く残されており、これまで以上に道路予算の総額を拡大し、長期安定的に確保することが不可欠である。

こうした中、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、補助率が低減されることは、まだまだ道路整備が必要な本県にとっては死活問題である。

よって、国におかれては、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第3号

森林環境税（仮称）による森林の適切な管理の推進を 求める意見書

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされた。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、国におかれては、市町村が主体となって持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）の創設に当たり、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、本県を始め地方自治体が独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
 - 2 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
 - 3 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームを検討するとともに、国産材の需要創出・拡大策を推進していくこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて